

第8次粉じん障害防止総合対策

鹿児島労働局

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）及びじん肺法（昭和35年法律第30号）の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、7次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項として今後5年間に事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

平成25年度から平成29年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

当局におけるじん肺新規有所見労働者の発生状況（じん肺法第12条（事業者によるエックス線写真等の提出）による。）は、第5次総合対策期間中は27人の新規有所見者が発生したが、第6次総合対策期間中は7人、第7次総合対策期間中は金属製品製造業で1人（管理区分2）が発生したのみで、大幅に減少している。

しかしながら、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業においては、粉じん則等が改正され、平成24年4月に施行されたが、未だ当該作業に係る有害性の認識がない事業場が認められること、金属等の研磨作業は全国においては、当該作業に係るじん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、近年、新たな工法の普及、機械の大型化等により粉じんの発生の態様が多様化している中、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、第7次総合対策で局独自の重点事項とした土石採取業については、自主点検の結果から、各点検項目において格段の向上が認められたが、今後、さらなる向上が認められるものと思料されることから、引き続き粉じん障害防止対策を推進する必要がある。また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、次の事項を重点とする。

- ① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ④ 土石採取業に係る粉じん障害防止対策
- ⑤ 離職後の健康管理

第4 労働基準行政の実施事項

鹿児島労働局及び各労働基準監督署の実施事項

次の事項に留意して推進する。

(1) 自主点検、集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

自主点検、集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効果的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底を図る。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとともに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理に係る留意事項等を十分指導する。

(2) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望ましいことに鑑み、上記（2）及び（3）の指導・審査時等において、事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

(4) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体の県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的の実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(5) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期するためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(6) 中小規模事業場への支援

署においては、中小規模事業場に対して、産業保健推進センターにおける産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談事業等の活用を図るよう指導する。

また、局においては、署及び対象事業場等の要望に応じ、粉じん対策指導委員等による必要な技術的援助を行う。